

堺市調達方針（物品調達及び業務委託に関する調達契約方針）

平成26年4月1日 策定

平成29年4月1日 一部改定

令和3年4月1日 一部改定

【はじめに】

地方自治体の運営については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされています。また、同法第234条においては、地方自治体が私人と対等の立場において行う契約の締結方法等が規定されています。

本市では、これらの規定に基づき、従来から「事務の透明性の確保」「公正な競争の促進」「不正な行為の排除」「適正な履行の確保」の4つの基本理念と合わせて、契約事務の適正化に取り組んできたところです。

一方、社会経済情勢の変化等により、経済性・競争性ととも透明性や公平性をより高い次元で確保することや、契約を通じて市民福祉向上・地域経済発展に寄与すること、市民の安全・安心に資すること等、公契約に対する要請が従来にも増して高まっています。

これらの課題を踏まえ、本市の契約事務について、行政の「見える化」をさらに進め、市民に分かりやすいものとするため、平成26年4月に、物品調達（印刷製本及び修理加工を含む。以下同じ。）契約及び業務委託（建設工事に関連するものを除く。以下同じ。）契約を対象として、「堺市調達方針」を取りまとめ、広く庁内外に示したところです。

本方針は、地方自治法に規定されている、「住民の福祉の増進」「最少の経費で最大の効果」の理念と本市契約の基本4理念とあわせ、本市がめざす物品調達及び業務委託に関する契約事務（以下、調達契約事務という。）のあり方とその実現に向けた取組の基本的な方針を明示したものです。

【本市がめざす調達契約事務のあり方】

地方自治法の理念及び4つの基本理念と合わせ、この方針において本市がめざす調達契約事務のあるべき姿は以下の3項目です。

- 透明性が高く市民に分かりやすいこと
- 市民福祉向上と地域経済発展に貢献すること
- 災害等緊急時に即応できること

【基本方針】

本市は、物品調達及び業務委託契約において、前項に掲げる調達契約事務の実現に向け、次の5項目を基本方針として取り組みます。

1 事務の透明化を推進します

競争性を確保しながら効率的で透明性の高い入札契約事務手続を推進します。また、契約事務の更なる見える化を進めます。

- 本市の調達契約事務は、電子入札による一般競争入札を基本とします。見積合せや特命随意契約の案件においても、その理由等を精査し、適正な契約を行います。
- プロポーザル方式など企画提案によって選定する場合には、公平・公正かつ多角的な視点で選定するため原則として外部委員による選定を実施します。
- 発注内容、入札結果、契約締結結果などの情報は、市民や事業者に分かりやすく提供します。

2 適正な契約事務を徹底します

発注者として、不正・不適正な事務処理発生の防止、適正履行の確保に取り組み、暴力団排除や不当要求等の排除などコンプライアンスを徹底します。

- 公表前の発注情報や予定価格などの情報管理を徹底し、発注者としての綱紀保持に努めます。
- 正確な発注事務処理、履行時の個人情報保護の徹底など事務処理の適正化を推進します。
- 入札契約事務における暴力団排除及び不当要求等の排除の取組を徹底します。
- 仕様書の精度向上、総合評価一般競争入札やプロポーザル方式など最も適正な履行を確保できる選定方法の選択、適正な監督・検査の実施、加えて最低制限価格制度の適正な運用などを進めます。

3 地域の持続的発展につなげます

経済性・競争性の確保に留意した上で、市内で調達可能なものは市内で完結する仕組みを構築し、地元事業者の発展を側面から支援します。また、地元事業者への契約発注を起点として、受注事業者やその従業員の方々が本市に市税を納付いただくという、地域経済の発展に資するサイクルの実現をめざします。

さらに、地域の安全・安心維持のため災害等緊急時に即応できる仕組みの推進や、障害者や高齢者等の社会参加の支援に取り組みます。

- 市内事業者限定の入札や公募型見積合せ、適正な分離・分割発注など、発注方法の適切な設定により市内事業者の発展を支援します。
- 災害や感染症の発生・拡大など緊急時に即時対応できる調達の仕組みを推進します。
- 市が締結する契約を活用して障害者、高齢者等の自立や社会参加の支援、男女共同参画の推進などに寄与します。

4 適正な労働環境を維持します

事業者（雇用主）のコンプライアンス意識の向上に資する制度の構築をめざし、ダンピング（不当廉売）の排除や契約の適正履行等を通じて、公契約に関わる従事者の適正な労働環境の確保を図ります。

- 事業者に対する労働関係法令遵守の徹底、関係機関との連携等による最低賃金の履行確保の取組などを進め、適正な労働環境維持について事業主の意識向上を図ります。
- 低価格入札にかかる調査、最低制限価格制度の適正な運用により、ダンピングを排除し適正な履行を確保します。

5 環境に配慮した調達を徹底します

環境に配慮した調達を通じて、環境への負荷低減や、都市の低炭素化を図り、経済と環境が調和した都市の持続的発展の実現やSDGs達成に寄与します。

- 堺市グリーン調達方針に基づき、環境への負荷の少ない原材料、部品、製品及び役務の調達を推進します。
- 入札関係書類を可能な限り電子化するなど入札契約事務のペーパーレス化を推進します。
- 納品時の簡易包装、次世代自動車等エコカー利用推奨などについて仕様書に規定するなど、環境に配慮した取組を推進します。

【事業者に要請する取組】

本市がめざす調達契約事務のあり方は、本市だけでは実現できるものではなく、契約の相手方である事業者の協力が必要不可欠です。

契約者たる事業者の皆さんに、本市の取組姿勢や方針の趣旨をご理解いただき、ご協力を求めるものは次の8項目です。

- 電子入札参加の促進
電子入札参加に必要なＩＣカード等の環境整備の推進
- 安全・安心な市民生活を守るための法令遵守等
契約履行時において市民の安全・安心を守るための関係法令遵守、履行中の事故等の未然防止の努力、事故等発生時の市との緊密な連携
- 個人情報保護の徹底
契約履行にかかる個人情報の厳正な管理
- 地産地消型調達の実践
堺市民の積極的雇用、堺産の商品や原材料、加工品等の積極的な採用、再委託等を必要とする場合における堺市内事業者（福祉事業者を含む。）の積極的活用
- 災害時等緊急対応への協力
堺市緊急対応協力事業者制度への登録
- 従業員の適正な労働環境の維持
従業員に対する賃金等の適正な支払い、事業者としての社会保険の加入や保険料納入など適切な手続、再委託業者に対する適正な労働環境の維持等
- 適正な税務処理等の実施
市税等の期限内申告、納期内納付、従事者に関する給与支払報告書提出、住民税特別徴収の実施
- 環境負荷の軽減
ペーパーレス化の推進、次世代自動車等エコカーの導入とエコドライブの実践、グリーン調達の実践、省エネ・節電の推進、廃棄物発生抑制